

令和4年1月24日

実習実施者
監理団体 各位

出入国在留管理庁
厚生労働省
外国人技能実習機構

技能実習生に対する人権侵害行為について（注意喚起）

1. 報道について

岡山市内の建設会社で働くベトナム人技能実習生が、職場の同僚などから2年間にわたって繰り返し暴言や暴行を受けており、外国人技能実習機構に通報がなされた旨、マスメディアにより報道がされました。

2. 改めて御認識いただきたい事項

実習実施者による技能実習生に対する暴行等の行為は、言うまでもなく極めて重大な人権侵害行為であり、関係法令により処罰の対象となり得るほか、技能実習制度においても、技能実習計画認定の取消し事由とされており、外国人技能実習機構及び主務省庁において、必要な調査・指導等を実施の上、技能実習法違反が認められた場合には行政処分を行う等厳正に対処していくこととなります。

また、監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであり、実習監理の責任を果たすため、技能実習法令に則り実習実施者に対する指導や技能実習生の相談支援などを行わなければなりません。

この点、法令の規定にかかわらず、技能実習生等の外国人に対する人権侵害行為は、外国人の人権擁護の観点からも、決して許されるものではありません。近年、技能実習生をはじめとする外国人の人権問題について、国際的な関心が高まる中で、実習実施者において技能実習生に対する人権侵害行為が行われたことを、大変重く受け止めており、主務省庁及び外国人技能実習機構において、既に必要な調査等を厳正に行っています。

3. お願い

実習実施者の皆様におかれましては、これを契機に、このような暴行事案等に限らず、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど人権侵害行為

は、日常の無自覚な言動の中でも起こり得ることに十分留意していただき、上司と部下や従業員同士の関係を含め、技能実習生等への人権侵害等の不適正な対応が生じていないか、改めて徹底した確認を行っていただきますようお願いいたします。

また、監理団体の皆様におかれましては、これを契機に、監査、訪問指導、日々の相談等あらゆる機会を捉えて、傘下実習実施者において技能実習生に対する不適正な対応が行われていないかどうかを適切に御確認いただくことはもちろん、人権侵害行為等を把握した場合には、当該技能実習生を速やかに保護するとともに、外国人技能実習機構をはじめとする関係機関に確実に報告・相談の上、技能実習生が安心して技能実習を続けられるよう適切な御対応をお願い致します。

引き続き、技能実習制度の適正な運用に向けて、御協力をお願い致します。

○ 実習実施者について

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）』

（認定の基準）

第九条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～五 （略）

六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

七～十一 （略）

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）』

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

第十二条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～七 （略）

八 申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）若しくは職員が、過去五年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。

九～十四 （略）

○ 監理団体について

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）』

（許可の基準等）

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

一 （略）

二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従って適正に行うに足りる能力を有するものであること。

三～八 （略）

（認定計画に従った実習監理等）

第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

2 監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習生が修得等をした技能等の評価を行うに当たっては、当該団体監理型実習実施者に対し、必要な指導及び助言を行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）』

（監理団体の業務の実施に関する基準）

第五十二条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。

三～十三 （略）

十四 その実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

十五、十六 （略）